

観光立国の実現のための取組

道路局 ・ 観光庁
平成25年9月20日

・観光立国実現に向けたアクション・プログラム 3. <移動しやすい環境の整備>

- 道路の案内表示について、外国人旅行者にも分かりやすい道路の案内標識となるよう、英語表記の統一や表示の連続性確保等の課題に対して適正化を推進するとともに交差点名等の表示内容の適正化を図るなど、案内表示の充実に取り組む。

国会周辺の案内標識の英語表記を試行的に改善

(平成25年8月20日より順次実施中)



道路案内標識における英語表記化について

観光庁

美術館・博物館、自然公園、観光地、
道路、公共交通機関等の多言語
対応ガイドライン策定

多言語対応の改善・強化に
向けた検討会の設置

検討会における調査・検討

共通のガイドライン策定

関係者の取組の評価

道路局

道路案内標識の改善

観光地域における取組の拡大

先行的に、訪日外国人旅行者の受入環境整備
事業における戦略拠点・地方拠点にて、案内
標識のローマ字を英語表記に改善

各拠点における案内標識の点検

※各県の標識適正化委員会を活用
(観光部局と道路部局が連携)

点検結果に基づく案内標識の改善

※優先的な観光施設等を勧案しながら逐次改善

他地域への適用拡大

道路案内標識における 英語表記の標準化

英語表記の標準(案)策定

※学識経験者等の
意見聴取

改善内容を反映

英語表記の標準化の
法令への位置づけ

連携

※標識令へ位置付け
ることを想定

「訪日外国人旅行者の受入環境整備事業」における 戦略拠点・地方拠点

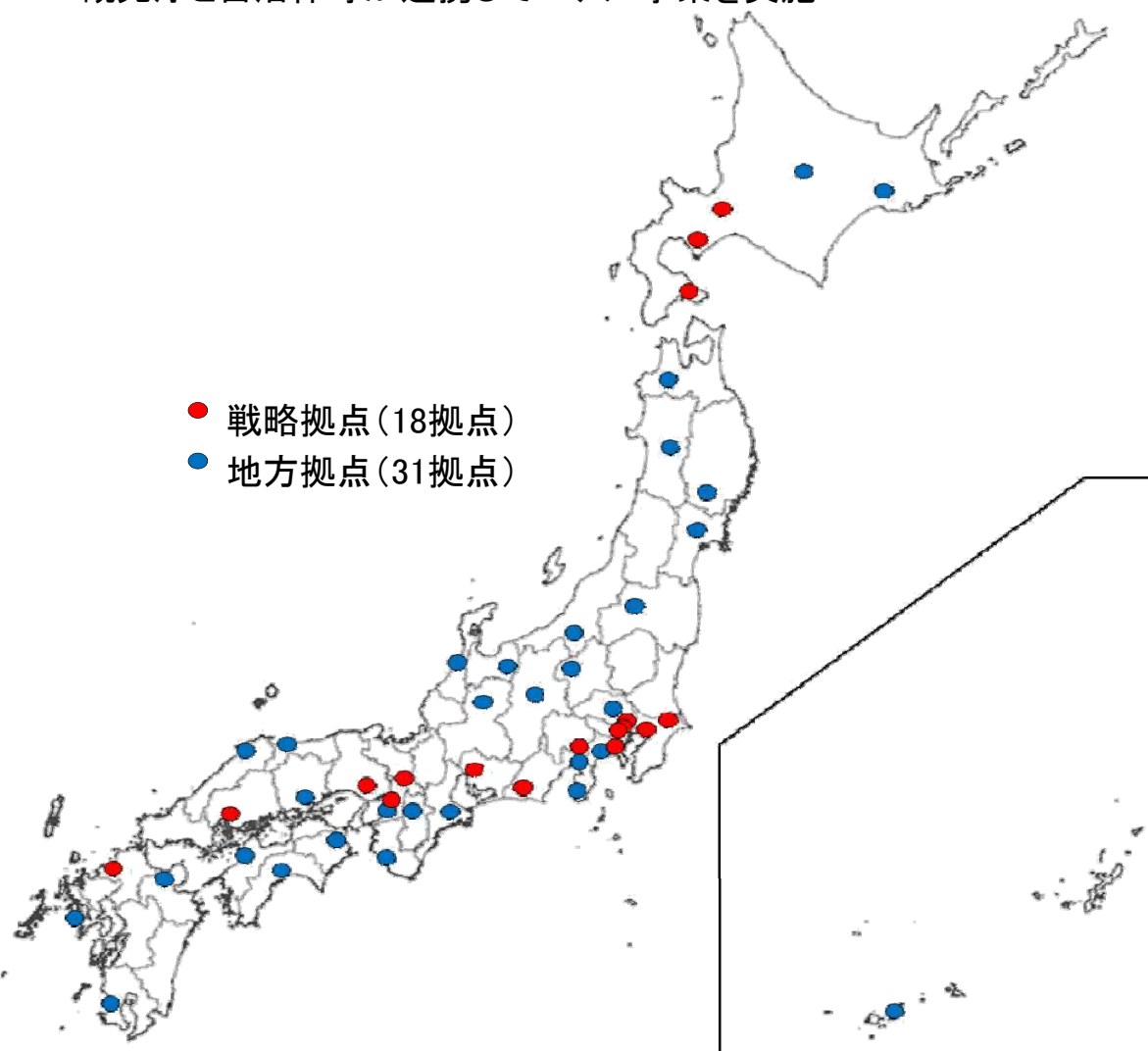
戦略拠点 (18拠点)	地方拠点 (31拠点)	
札幌	富良野	伊勢志摩
函館	釧路・弟子屈	奈良
登別	弘前	田辺・白浜
成田	田沢湖・角館	鳴門・南あわじ
浦安	平泉	高知
押上・業平橋※1	仙台・松島	鳥取県西部
秋葉原	会津若松	倉敷
銀座	草津	松江
蒲田※2	川越	松山
横浜	鎌倉	長崎
富士河口湖・笛吹	箱根・湯河原・熱海	別府
浜松	湯沢	鹿児島
名古屋	立山黒部	八重山
京都	松本	
大阪	金沢	
神戸	南伊豆	
広島	高山	
福岡	泉佐野	

※1 スカイツリー周辺

※2 羽田空港周辺

訪日外国人旅行者の受入環境整備事業

- 意欲のある自治体から、訪日外国人旅行者の受入環境整備に必要な取組を提案募集し、有識者の検討会において、受入環境整備の「戦略拠点」及び「地方拠点」を選定
- 観光庁と自治体等が連携してモデル事業を実施



道路案内標識の英語表記の標準化について

- ◆ 昭和61年の標識令改正により、道路案内標識に表示する地名等には、原則としてローマ字を併用して表示することとしているが、英語表記の徹底や標準化は実施していない
- ◆ 今後、道路案内標識のローマ字表記を統一的に英語表記に改めるためには、英語表記（略称を含む）を標準化することが必要
- ◆ 具体的には、標識令において、英語表記の標準を定めることを想定

（英語表記基準の例）

日本語	英語
〇〇通り	〇〇 Ave. 〇〇St. 〇〇Blvd. のいずれかとする
〇〇記念館（前）	〇〇 Museum
〇〇駅（前・入口）	〇〇 Sta.
〇〇公園（前・入口）	〇〇 Park
〇〇県庁（都・道・府）	〇〇 Pref. Office
〇〇市役所	〇〇 City Office
〇〇正門（前）	〇〇 Main Gate
〇〇病院（前）	〇〇 Hospital
〇〇郵便局（前）	〇〇 Post Office
〇〇山	Mt.〇〇
〇〇川	〇〇 Riv.

多言語対応の改善・強化 — 共通のガイドラインの策定 —

・観光立国実現に向けたアクション・プログラム 3. <移動しやすい環境の整備>

○美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において、年内を目途に外国人目線に立った共通するガイドラインを策定し、多言語対応の改善・強化を図るとともに、取組の評価を行う。

検討会の設置

<構成メンバー> (想定)

- ・文部科学省・文化庁
- ・環境省
- ・国土交通省(関係各局)
- ・外国人(有識者、留学生等)
- ・自治体
- ・関係事業者
- ・施設管理者

等

<スケジュール>

9月 関係省庁、関係自治体、関係事業者、施設管理者等へ働きかけ

10月 検討会設置

以降 既存の多様な取組について現状把握・関係整理を行った上、ガイドラインの内容の検討、各分野の関係者との調整を実施

共通ガイドラインに記載すべき主な項目(イメージ)

自らの位置確認や円滑な移動のための表示

(例) 美術館、博物館等の館内表示、
順路案内等の充実

(例) 道路案内標識の改善



※国会前の案内板

事物の内容が分かる表示

①外国人がその事物が何であるか(本質)を正しく理解できる表示

(例) 城内の表示

お台所
Odaidokoro

お台所 Kitchen for noblesse figures
(“Odaidokoro”)

②外国人が詳しい内容や背景を正しく理解できる表示

(例) 展示物、展示資料等の解説

上記表示に関し、留意すべき事項

使用する言語の検討

(例) 誘導表示、規制・警戒表示に関する事項

→ 地域特性や表示内容に応じ、
日英以外の言語も推奨 など



以上につき、豊富な事例を盛り込む。

表示(用語)の統一性の確保

“Spa”



“onsen”



※国道36号

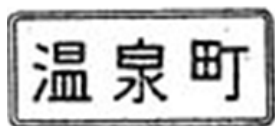
検討会での議論を経て、共通ガイドラインを策定。

これに基づき、多言語対応の改善・強化を図り、取組の評価を実施。

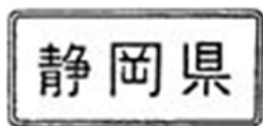
案内標識におけるローマ字表記について

●昭和46年～昭和61年

別表第二



市町村 (101)



都府県 (102-A)

(※ローマ字表記無し)

備考一 (一) 表示

- 2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識（「主要地点」、「国道番号」、「都道府県道番号」、「街路の名称」及び「まわり道」を表示するものを除く。）の標示板には、必要がある場合は、日本字の下にローマ字を表示することができる。

●昭和61年以降

別表第二



市町村 (101)



都府県 (102-A)

(※ローマ字表記有り)

備考 一 (一) 表示

- 2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識（著名地点、登坂車線、国道番号、道路の通称名及びまわり道を表示するものを除く。）については、ローマ字は、特に必要がない場合は、省略することができる。

(五) 文字の大きさ等

- 2 高速道路等以外の道路に設置する「入口の方向」、「入口の予告」、(中略)「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ次の表の下欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その二分の一の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。）

●改正の方向性

標識令において、英語表記の標準を定めることを想定。